

業務方法書の一部改正について

1 業務方法書 (平成16年5月6日通知)

(下線部変更)

新	旧
<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 金融商品取引業者及び証券金融会社以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）のうち、<u>国際統一基準行、農林中央金庫、国際統一基準金庫及び株式会社商工組合中央金庫</u>（以下「<u>国際統一基準行等</u>」という。）<u>にあつては、次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること。）。</u></p> <p>イ 単体及び連結普通株式等Tier1比率（<u>農林中央金庫及び国際統一基準金庫</u>にあつては、<u>単体及び連結普通出資等Tier1比率</u>とする。以下同じ。）が4.5パーセント以上である</p>	<p>(承認の基準等)</p> <p>第10条 当社は、前条の申請を行った者（以下「資格取得申請者」という。）について、次の各号に掲げる事項その他金融商品債務引受業等の運営に関して必要と認める事項すべてに適合すると認めるときは、清算資格の取得を承認するものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 財務基盤</p> <p>清算資格を取得すべき期日までに、次のa又はbに掲げる区分に従い、当該a又はbに定める基準に適合すると見込まれること。</p> <p>a (略)</p> <p>b 金融商品取引業者及び証券金融会社以外の者</p> <p>(a)・(b) (略)</p> <p>(c) 銀行等（銀行、協同組織金融機関の優先出資に関する法律（平成5年法律第44号）第2条第1項に規定する協同組織金融機関及び株式会社商工組合中央金庫をいう。以下同じ。）のうち、<u>国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫</u>にあつては、<u>次のイからハまでに該当していること（外国銀行にあつては、これに準ずる場合に該当していること。）。</u></p> <p>イ 単体及び連結普通株式等Tier1比率（<u>農林中央金庫</u>にあつては、<u>単体又は連結普通出資等Tier1比率</u>とする。以下同じ。）が4.5パーセント以上であること。</p>

こと。

ロ・ハ (略)

(d) 国際統一基準行等及び外国銀行以外の銀行等 (以下「国内基準行等」という。) にあつては、国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること。

(e) (略)

(3) (略)

2～4 (略)

(DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 国際統一基準行等について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき (外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき。)

a～c (略)

(6) 国内基準行等について、国内基準に係る単体又は連結自己資本

ロ・ハ (略)

(d) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫以外の銀行等にあつては、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体及び連結自己資本比率が8パーセント以上、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体及び連結自己資本比率が4パーセント以上であること。

(e) (略)

(3) (略)

2～4 (略)

(DVP参加者の業務方法書違反等に係る措置)

第30条 (略)

2 (略)

3 当社は、DVP参加者が次の各号のいずれかに該当することとなった場合には、当該DVP参加者を審問のうえ、その事由の消滅するまで、当該DVP参加者を当事者とする清算対象取引に基づく債務の引受けの全部又は一部の停止を行うことができる。

(1)～(4) (略)

(5) 銀行等のうち、国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央金庫について、次のaからcまでのいずれかに該当することとなったとき (外国銀行にあつては、これに準ずる場合で当社が必要と認めるとき。)

a～c (略)

(6) 国際統一基準行、農林中央金庫及び株式会社商工組合中央

<p>比率が2パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。</p> <p>(7) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>	<p><u>金庫以外の銀行等について、海外営業又は事業拠点を有する場合は国際統一基準に係る単体又は連結自己資本比率が4パーセントを、海外営業又は事業拠点を有しない場合は国内基準に係る単体又は連結自己資本比率が2パーセントを下回り、速やかな回復が見込めないとき。</u></p> <p>(7) (略)</p> <p>4・5 (略)</p>
--	--

## 2 附 則

この改正規定は、平成26年3月31日から施行する。